

グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針

令和6年6月11日
グローバルサウス諸国との
連携強化推進会議決定

1 これまでの開発・産業協力

- (1) 我が国は、戦後約80年にわたり平和国家としての道を着実に歩み、また、人々が平和と安定、繁栄を享受できるよう、「人間の尊厳」が守られる道を真摯に歩んできた。この間、我が国は、開発途上国を含め、世界の各国の多様性や文化的・歴史的背景を尊重し、対等な目線で、その声に耳を傾け、きめの細やかな外交を展開してきた。
- (2) 我が国外交の最も重要なツールの一つであるODAは、「人間の安全保障」の理念の下、世界の脆弱性克服と地球規模課題の解決に寄与し、各国の経済成長を下支えする役割を担ってきた。そして、国民レベルの交流の深化もあいまって、心と心の繋がる真の友人としての深い関係を世界各国との間で築いてきた。
- (3) また、日本企業の東南アジアを始めとする国々への進出や、政府による産業協力は、現地のインフラ整備、産業・雇用の創出、技術移転、人材育成を通じ、我が国のみならず、各国の経済基盤の強化をもたらした。
- このような歴史の積み重ねは、今日、我が国に寄せられる各国からの揺るぎのない信頼となり、我が国に大きな力を与えてきている。

2 現在の国際情勢

- (1) 一方で、現在の国際社会は、大いなる歴史の転換点にある。ポスト冷戦期においては、自由で開かれた国際秩序は世界各国に平和と繁栄をもたらしてきたが、ロシアによるウクライナ侵略を始めとして、分断と対立の動きが生じている。このような中、世界各国の現在の決断や取組は、今後の世界を長期にわたり規定する端緒となると言っても過言ではない。また、短期及び中期的には、今後も、様々なりスクや不確実性、変化が生じうるところであり、柔軟かつ迅速な決断や対応が求められる。

(2) 適切なグローバル・ガバナンスの在り方の模索、また、深刻化する地球規模の課題や紛争への対処は、一か国や一部の国々のみではなしえず、近年台頭著しいグローバルサウス諸国と呼ばれる新興国・途上国を含む各国の協調が何よりも求められる。

(3) そうした中、我が国は、これまでの長年にわたる取組の上に、さらに、「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP) のための新たなプランを推進するとともに、昨年5月のG7広島サミットにおいては、グローバルサウス諸国との関係強化を通じたグローバル・ガバナンスの強化、そして、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の形成を追求してきた。

3 グローバルサウス諸国との連携の重要性

(1) グローバルサウス諸国は、豊富な天然資源や人口増加を背景として、近年経済力を向上させるとともに、今後長期にわたり経済的なプレゼンスを高めると予測されており、今後益々国際場裡における存在感を増していくとみられる。

(2) 同時に、グローバルサウス諸国の歴史的・文化的背景は多様である。経済的には一定程度発展しているものの都市化や高齢化などの社会課題に直面する国、インフラ、公衆衛生や教育に問題を抱える国、食料や医療の不足に苦しむ脆弱国、難民の発生や気候変動の影響等の問題に苦しむ国など各国の置かれた状況も異なる。

(3) 食料・鉱物資源・エネルギー等を海外からの輸入に大きく依存する我が国にとっては、グローバルサウス諸国との協働、そしてグローバルサウス諸国の脆弱性の克服をサポートしながらその活力を取り込むことが、経済発展や経済強靱化にとって不可欠。

特に、半導体や蓄電池などの戦略・重要物資の生産には、ガリウム、ゲルマニウム、リチウム、ニッケル、コバルトといった重要鉱物が不可欠であり、そのサプライチェーンの途絶は、我が国の産業競争力を削ぎ、経済安全保障を脅かし、ネットゼロなど地球規模課題への対応をも危うくしかねないことから、探鉱・採掘から精製・加工、輸送、最終製品の生産まで目配りした対応が求められる。

また、環境負荷の低減を図りつつ食料生産を増大させるため、我が国の有

する技術を軸に一層の技術開発を進めつつ、二国間クレジット制度(JCM)の活用も視野に入れながらグローバルサウス諸国にも展開し、農業に由来する温室効果ガスの削減を図るとともに、持続可能な農業生産と生産者の所得向上の両立を図ることが重要。

(4) グローバルサウス諸国を共創のパートナーとすることは、我が国の経済成長や経済安全保障面を含めた国益を実現していく上で極めて重要。また、グローバル・ガバナンスは、経済のみならず、歴史、文化、宗教、政治体制などの多様性を認めながら、世界各国とともに実現していく必要がある。そのため、置かれている状況が異なるグローバルサウス諸国を共創のパートナーとすることは、国際社会における分断と対立の動きを協調に導く上でも極めて重要。

4 近年の取組

(1) この数年、我が国は、グローバルサウス諸国への関与を強化。総理・外相・経済閣僚等が、東南アジア、南西アジア、中央アジア、中東、アフリカ、中南米、太平洋島嶼国などを訪問し、また、これら地域からの訪問者を受け入れ、現地の生の声に耳を傾け、首脳・閣僚等が膝を突き合わせた議論を行い、相互の信頼関係を醸成してきた。

(2) 昨年5月のG7広島サミットは、日本のグローバルサウス諸国との関係強化に向けた旅路の一里塚であった。日本は、G7議長国として、グローバルサウス諸国が抱える課題に寄り添い、各国の事情に応じた多様な道筋によるネットゼロの達成、強靱で持続可能な農業・食料システムの構築、感染症危機対応医薬品等への公平なアクセスのための原則などの解決策を示し、これを昨年のG20議長国であり、グローバルサウスの声サミットを主催したインドに引き継ぎ、先進国とグローバルサウス諸国との架け橋としての役割を果たした。

(3) 本年5月のOECD閣僚理事会では、日本は議長国として、東南アジア地域をはじめ、グローバルサウス諸国へOECDがアウトリーチしていく意義を強調するとともに、OECDが成長・発展に向けた「伴走者」となるべく、「共創」の考えに基づき相手に寄り添うことの重要性を指摘した。日本は他のOECD加盟国を巻き込みながら、数少ないアジアの加盟国として、

OECD とアジア地域の架け橋となってリーダーシップを発揮した。

(4) 日本とグローバルサウス諸国との二国間・多国間協力においても、先端技術、半導体、宇宙、金融、エネルギー、医療、教育、農林水産業、防災、交通、観光、環境、海洋及び水といった分野で連携が進み、民間部門では、スタートアップ企業の連携等を通じたイノベーションも加速しているなど、様々な成果が生まれている。魅力ある日本文化や科学技術等、我が国が誇る様々なソフトパワーも積極的に活用し、人や文化のつながりも強化されている。

5 グローバルサウス諸国との連携にあたっての基本的な考え方

(1) グローバルサウス諸国との連携を推進することが、我が国の国益増進につながるものであること。法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下で、平和で安定し、繁栄した国際社会を構築していくことは、最も脆弱な国・人々の尊厳を守るためにあるとともに、我が国の国益に直結するもの。また、ルールに基づく自由で公正な経済秩序により形作られる、信頼に基づく経済関係こそが、我が国を含む世界の公正な繁栄、誰かの犠牲によらない豊かさにつながる。このような考えの下、グローバルサウス諸国との戦略的な関係構築に向け、貿易投資関係の強化を通じてグローバルサウスの活力を取り込み、相互の経済成長の実現を追求するとともに、重要鉱物・物資等のサプライチェーン構築による経済強靱性の強化や、循環経済の実現等を推進していくことが不可欠であり、これは我が国の国益につながるものである。

(2) グローバルサウス諸国を未来の経済社会を共に創る「共創」のパートナーと考えること。そして、我が国がグローバルサウス諸国にパートナーとして選ばれる関係を構築すること。グローバルサウス諸国は、歴史、文化、宗教、政治体制、経済の発展度合いなど多様であることから、グローバルサウスを一枚岩と捉えず、個別の地域・国の事情に応じて、各国の視点に立った、きめ細かな対応をとる。置かれている状況が異なるグローバルサウス諸国の多様なニーズに応じて、様々な主体を巻き込んだ相手国との対話と協働による社会的価値の共創を実現する。

(3) グローバルサウス諸国との連携強化により、国際公益の実現をともに目指すこと。その際、国連憲章にある諸原則を堅持し、国連システムの強化等

を通じてグローバル・ガバナンスの強化に貢献するとともに、経済・社会・環境の諸課題への対応を含む SDG s の達成を目指すなど、グローバルサウス諸国との共通項を強調し、国際社会における分断と対立の動きを協調へ導いていく。

6 具体的な方策

以上述べた基本的な考え方を踏まえつつ、当面の間、以下の取組を推進する。また、中長期的にも、グローバルサウス諸国との関係強化に資する政策ツールの高度化を不断に図る。

(1) 本年7月の太平洋・島サミット、11月の中南米における G20 及び APEC 首脳会議、「中央アジア+日本」対話・首脳会合の開催、日印間の相互首脳往来、来年8月の TICAD 9 の開催等の機会を捉えつつ、経済ミッションを同行してのトップ外交、政策対話の深化、官民フォーラムの開催を通じ、重層的な関係作りを行う。

(2) 政府内の様々なレベルにおいて、官民で連携して、ビジネス環境の改善やプロジェクト支援を一体となって働きかけることが重要であることから、内閣官房海外ビジネス投資支援室（GBIS 室）を中心に関係省庁及び政府関係機関等が緊密に連携して、重層的・横断的な対応を行う。

また、省庁間、関係機関間の連携に加え、産官学等の垣根を越えて様々な主体が連携し、共創することを一層強化するため、国内の取組に加えて、海外拠点においても、在外公館で推進する経済外交のための「共創プラットフォーム」を中心に、このような共創の取組を実践的に更に一段前に進める。

(3) 今後のグローバルサウス諸国との連携強化に向け、グローバルサウス諸国の多様性をよく理解し、各国及び各地域の実情に応じて、テーラーメイドなアプローチを検討していく。その際、相手国の状況や同志国との役割分担等を踏まえた戦略的な対応も必要となる。そのために、グローバルサウス諸国の経済や社会等のデータや情報の整備・共有の充実に取り組む。また、国単位のみで施策を検討するのではなく、地域単位や地域を越えたより大きな面的視点（インド洋、インド太平洋など）で捉えるとともに、我が国が重視する、未来を担う様々な産業を分野毎にグローバルに横串で捉えていくことなども加味し、今後、以下のとおり具体的な施策を検討していく。

- ① グローバルサウス諸国が求める産業・雇用の創出、技術移転、人材育成を進めるため、産官学が連携し、企業の事業投資につながる日本の産業協力の象徴となるようなフラッグシップ・プロジェクトを組成し、双方の国々が裨益する仕組みを構築していくこと。その際、AI、GX、気候変動適応（防災等）、エネルギー、DX、重要鉱物、保健、交通、物流、半導体や次世代自動車といった未来を担う産業など、日本が強みを有する分野等について、民間企業では背負いきれないリスクに対応するため、研究開発や商用化に向けた実証支援を着実に進めるとともに、施設・設備の実装まで含め支援強化すること。
- ② 一層効果的・戦略的な開発協力を実施するため、昨年6月に改定された開発協力大綱の実装に向け、ODA を様々な形で拡充すること。様々な主体を巻き込み相手国との対話と協働により社会的価値を共創するオファー型協力を一層推進すること。グローバルサウス諸国の脆弱性の克服をサポートするとともに、「次の次の経済フロンティア」を形成していくこと。グローバルサウス諸国の社会課題解決に貢献し、その結果を国内に還元すること。また、開発途上国への資金流入はすでに民間資金が公的資金を大きく凌いでいることに鑑み、他機関との役割分担に留意しつつ、ODA やその他公的資金（OOF）を通じた企業の経済活動の環境整備を強化し、これらを「触媒」として民間資金動員を更に推進するなど、制度の抜本的見直しも含め国際協力の新しい仕組みを構築すること。
- ③ 日本企業の現地展開の加速など経済・ビジネス活動の深化を進めていくため、公正で持続可能な事業環境の整備、公的金融によるスタートアップを含む日本企業の海外展開支援やサプライチェーン強靱化支援、現地の実情に応じた資金支援策等の周知、在外公館等を活用した支援の強化、国際開発金融機関（MDBs）を含む国際機関との連携強化等を通じた現地企業や生産者とのマッチングや各国政府との協調案件の組成促進、国際標準の国家戦略の新規策定、ビジネス上の紛争処理における連携、地方自治体と連携した地元企業の海外展開の促進、租税条約ネットワークの拡充等に取り組むこと。
- ④ グローバルサウス諸国のニーズに応えるため、インフラのみならず、従来のインフラの概念を超えた新たな領域においても官民が連携して挑

戦できるよう、インフラシステム海外展開戦略を見直し、2030年を見据えた新戦略を策定するとともに、官民連携（PPP）を含めた案件形成の上流への積極的参画、スマートシティや公共交通指向型都市開発（TOD）等の推進、気候変動の適応策と緩和策の推進、経済安全保障上重要なインフラへの積極的関与、運営・維持管理（O&M）による事業参画等を通じた案件への継続的関与、グリーンフィールドにおける公的機関による積極的なリスクテイクなどに取り組むこと。

- ⑤ グローバルサウスへの面的展開の強化を進めるため、日本単独で進出が難しい国々について、第三国経由での輸出促進等に向けた産業協力や拠点整備、同志国との連携も含めたサプライチェーン強靱化等に取り組むこと。また、貿易実務等のデジタルトランスフォーメーション（DX）に資するデジタル公共基盤について、企業や業界、国境を横断したデータ連携を実現するための取組の総称であるウラノス・エコシステムとも連携しながら同志国と連携し我が国が主導で構築していくこと。IPEF や AZEC 等の国際枠組みを通じたインド太平洋地域における持続可能で包摂的な経済成長や GX を実現すること。
- ⑥ グローバルサウス諸国との長期にわたる二国間関係の構築に向けて、極めて重要な要素である人材育成・人材交流（特に大学間連携を軸とした留学を含む若者世代や、日系人の活用）や文化交流を深めるとともに、対日直接投資やイノベーションの促進に資する東南アジアや南アジア等の高度外国人材の確保に取り組むこと。また、在外教育施設の環境整備の支援を推進していくこと。
- ⑦ 社会経済活動の前提である平和で安定した安全保障環境の創出のため、同志国の安全保障上のニーズに応え、資機材の供与やインフラの整備等を行う、無償による資金協力の枠組みである「政府安全保障能力強化支援（OSA）」を一層活用していくこと。
- ⑧ 国際経済環境が激変する中においても日本企業のグローバルな挑戦を支えられるように、貿易保険のリスク対応能力の強化等、不測の事態への対応に万全を期していくこと。